

平成30年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会（経済部審査） 開催状況
 (観光局) (労働政策局雇用労政課)

開催年月日 平成30年3月15日
 質問者 日本共産党 佐野 弘美 委員
 答弁者 観光振興監、観光局参事
 雇用労政課長、働き方改革推進室長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 民泊条例施行に伴う道内観光等への影響について (佐野委員) 本道は観光業をリーディング産業に位置づけ、インバウンドの増加を目指していますが、観光業を支える宿泊業は価格競争にさらされ、経営や雇用、サービスの質を維持するために苦戦しています。安さや手軽さを売りにした民泊が解禁されれば影響は避けられないと考え、以下伺います。</p> <p>(一) 宿泊業の稼働率や経営状況について (佐野委員) 日本旅館協会北海道支部連合会の2016年度調査によると、道内の宿泊施設における客室稼働率は年間平均57.7パーセント、最も低い根室・標津・川湯・摩周温泉で33.4パーセント、最も高い定山溪・小金湯温泉でも9割に満たないことが示されており、民泊解禁によって一部では受け皿の役割を果たす一方で、多くで過剰供給になるのではと危惧します。道として宿泊業の経営状況(客室稼働率や来客数など)について把握しているのでしょうか、伺います。</p> <p>(二) 宿泊業の雇用状況について (佐野委員) 昨年、食と観光特別委員会で取り上げましたが、経済部が把握している宿泊業の雇用状況について、非正規比率、平均年収、年間平均労働時間を正規、非正規で改めてお示しください。</p> <p>(佐野委員) 道は、国の調査を基に把握しているため、宿泊業、飲食サービス業と一括りになってしまい、これでは宿泊業の状況を正確に掴むことはできないと思います。そこに宿泊業を対象に行ったアンケート調査の意義があったと考えるところです。</p>	<p>(観光局参事(内藤)) 宿泊業の経営状況の把握についてでございますが、道では、観光庁が毎月調査しております「宿泊旅行統計調査」により、道内のシティホテルや旅館などタイプ別の客室稼働率の動向を把握いたしますとともに、日本旅館協会北海道支部連合会が毎月、道内の主要な観光地の宿泊施設を対象に行っている調査により、宿泊人員や売上額の状況を把握しておりますほか、全道規模の宿泊業団体との意見交換などを通じて、本道の宿泊業の現状や課題の把握に努めているところでございます。</p> <p>(雇用労政課長) 宿泊業の雇用状況の把握についてでございますが、平成28年の毎月勤労統計調査によりますと、宿泊業、飲食サービス業のパートタイム労働者比率については、71.4パーセント、年間現金給与額については、一般労働者は約294万円、パートタイム労働者は約100万円、年間総実労働時間については、一般労働者は約2,123時間、パートタイム労働者は約1,067時間となっているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 2016年度非正規労働者正社員化・処遇改善促進事業の概要について (佐野委員) 道は国の調査を基に把握しているため、宿泊業・飲食サービス業と、ひと括りになってしまい、これでは、宿泊業の状況を正確につかむことはできないと思います。そこに宿泊業を対象に行ったアンケート調査の意義があったと考えるところです。この調査では、他の産業と比べても格段に非正規率が高く労働時間が長い、休みが取れない、人手不足など労使双方の深刻な悩みが明らかにされたと考えますが、この調査の概要と成果、今後の取組についてお答えください。</p> <p>(三) 一指摘 2016年度非正規労働者正社員化・処遇改善促進事業の概要について (佐野委員) 調査を基に改善点を把握して改善するという、この取組はとても良いと思います。だからこそ、この事業のような宿泊業の状況を把握する取組を、道として今後行うべきであることを指摘します。</p> <p>(四) 宿泊業への影響について (佐野委員) 以前、観光関係者との懇談の中で、価格競争にさらされ、適正価格に引き上げる苦勞をお聞きしました。民泊が解禁されれば、細やかで良質なサービスで、北海道の良さを伝えるために努力している既存の宿泊業者の経営を圧迫する恐れがあると危惧をします。 また、本道の観光業をリーディング産業として位置付けるならば、雇用を守ることにも重きを置いて、道としても、民泊による宿泊業の経営や雇用への影響について、調査や聞き取りにより、実態を把握する必要があると考えるのですが、どのように取り組むつもりか伺います。</p> <p>(佐野委員) ぜひ、民泊による影響の把握に努めていただきたいと思います。</p>	<p>(働き方改革推進室長) 正社員化に向けた取組などについてでございますが、道におきましては、昨年度、宿泊業における非正規雇用労働者の正社員化や処遇の改善に向けた実態調査などを行い、改善事例や取組の方向性をとりまとめ、セミナーの開催などにより、周知を図ったところでございます。 本年度は、この調査を踏まえまして、モデル企業2社を選定し、中小企業診断士や社会保険労務士などを企業に派遣して、従業員が複数の業務を担当するマルチタスク化といった業務の効率化や、短時間勤務制度といった多様な正社員制度の導入など、働き方改革を推進するための取組を実践してきたところでございます。 現在、この実践結果などを基に、宿泊業における働き方改革を推進するための具体的な改善項目や手順などを標準化した改革プランを作成しているところであり、今後、業界団体と連携し、この改革プランの普及啓発などを行い、宿泊業における非正規雇用労働者の正社員化や処遇の改善に取り組んでまいります。</p> <p>(観光局参事 (内藤)) 民泊による既存の宿泊業への影響についてですが、本道の宿泊業は、観光客の皆様にも、満足度の高い本道観光を楽しんでいただくための受入基盤として重要な役割を担っているものの、従業員に関しては、非正規雇用の割合が高く、人手不足が顕在化しているなどの課題を抱えているものと承知しております。 こうした中、本年6月15日に民泊法が施行されることに伴い、既存の宿泊事業者の経営や雇用への影響について、注視していく必要があると考えており、道といたしましては、宿泊業団体などを通じまして、民泊法施行後の既存のホテル・旅館の経営状況や人材の確保・定着等に関し、ヒアリング調査を行うなどして、民泊による影響の把握に努めてまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 民泊解禁の影響と今後の取組について (佐野委員)</p> <p>民泊は主に札幌市を中心に、地方の観光都市での営業も見込まれており、宿泊業の経営や雇用に少なからず影響するのではないのでしょうか。観光業は、質の高いホスピタリティ、安全性の確保があつてこそ、魅力や信頼につながるものです。「働く人が安心して働き続けられる雇用環境があつてこそ、北海道観光の魅力が発揮される」という立場で、宿泊業の働き方改革を強力に推進するべきと考えますが、今後どう取り組むお考えか伺います。</p> <p>(佐野委員)</p> <p>北海道を支える観光業を守り育てる取組を強めていただきたいと申し上げます。</p>	<p>(観光振興監)</p> <p>宿泊業における働き方改革についてでございますが、観光を本道のリーディング産業としていくためには、観光客を受け入れる宿泊業において、従業員の確保や職場定着を図り、質の高いサービスを提供していくことが重要と認識しております。</p> <p>このため、道におきましては、宿泊事業者の経営環境の改善に資するよう、閑散期を対象としたプロモーションや旅行商品づくりなど、観光の通年化への取組を進めますとともに、学生や求職者を対象とした宿泊施設でのインターンシップや、観光従事者向けの接遇研修を実施するなど、人材の確保やサービスの向上に取り組んできたところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後とも、宿泊業の活性化に繋がる観光需要の拡大に取り組みますとともに、働き方改革の取組を示しました改革プランを普及啓発するなどして、宿泊業における人材確保や就業環境の改善を図り、満足度の高い受入環境の整備・充実に努めてまいります。</p>